

県立高等学校における特別支援教育について

山形県教育委員会

全ての幼児児童生徒が、どの学びの場においても、適切な指導・支援を受け、達成感・満足感を持ちながら学ぶ体制づくりが必要です。

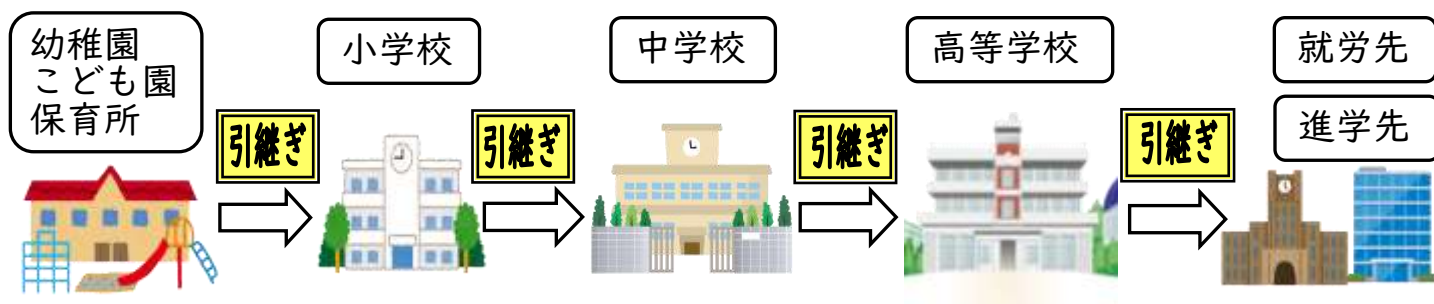
高等学校においても、生徒一人ひとりがその特性や能力を生かし、明るく希望を持って社会で活躍できるよう、自立と社会参加を見据え、教育的ニーズに応じた支援の充実が必要不可欠です。県内の高等学校では、校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの指名など支援体制整備が進み、教員の専門性の向上に向けた研修の実施や、個別の教育支援計画・個別の指導計画に基づいた支援も増えています。

一方、高等学校は、全日制、定時制、通信制の課程があり、普通科の他、工業科、農業科、商業科等の専門学科など、学校ごとに特色があります。また、入学者の選抜があり、教科・科目等の履修や単位修得の必要など、小・中学校とは異なるしくみがあります。

ここでは、高等学校のしくみや、高等学校における特別支援教育の現状、平成30年度から開始された「高等学校における通級による指導」等について説明します。

切れ目ない支援体制づくり

◇特別支援教育の対象となる子どもたちが、就学前から社会参加に至るまで、それぞれのライフステージにおいて適切な支援を受けるため、**個別の教育支援計画**と**個別の指導計画**の作成・活用や、**やまがたサポートファイルの活用**などを通して、的確な情報の引継ぎを行うことが大切となります。



支援の引継ぎが大切！



継続的な支援
↓
自己理解・自己肯定感



参考…リーフレット
「個別の教育支援計画」の作成と活用



参考…山形県健康福祉部障がい福祉課
「サポートファイル」



高等学校のしくみ

◇高等学校にはそれぞれの特色があります。

- 高等学校には、全日制・定時制・通信制の課程があります。
- 普通科・探究科の他に、工業科・商業科・農業科・水産科・音楽科・体育科・情報科など様々な専門学科及び総合学科があります。
- 高等学校を卒業するためには、必修修教科・科目（＊１）のすべてを履修（＊２）し、７４単位以上の、各学校で定められた単位数を修得（＊３）する必要があります。

必修修教科・科目（＊１）：

進級や卒業をするためには、必ず履修しなければなりません。

〔教科：国、地歴、公民、数、理、保体、芸術、外国語、家庭、情報、総合的な探究の時間〕

履修（＊２）：

教科・科目の履修認定には年間授業時間数の一定割合以上の出席が必要です。

修得（＊３）：

履修した教科・科目について、授業での様子や定期試験・実技等で十分な成果が認められれば単位の修得が認定されることになります。

- 高等学校では、集団の学習が基本となります。（特別支援学級は設置されておりません。）

高等学校等入学に向けて 早期からの見通しを持った進路選択

- ◇将来の夢や希望、興味関心等にあわせた適切な進路選択ができるよう早期からの見通しを持った取組が必要です。

中学校１、２年時
（例）

興味のある学校の見学会等への参加など



山形県公立高等学校への進学希望の場合

…入学者選抜を受ける必要があります。障がいがあり、入学者選抜時に特別な配慮を要する場合は、中学校を通じて志願先高等学校に進路等相談を行うこととなります。

※詳しくは、「山形県公立高等学校入学者選抜実施要項」や「山形県公立高等学校入学者選抜における特別な配慮について」をご確認ください。



山形県公立
高等学校
入学者選抜
について

山形県立特別支援学校への進学希望の場合

…中学校３年時に「進路等教育相談」と入学者選考を受ける必要があります。「進路等教育相談」は７月以降、各校で開催されます。

※詳しくは、「山形県立特別支援学校高等部及び高等部のみを置く特別支援学校入学者選考実施要項」や各校の案内をご確認ください。



山形県立
特別支援
学校に
ついて

右記以外の学校への
進学希望の場合
…各学校の入学者
選抜要項等をご
確認ください。

☆高等学校では… ４０人学級で、クラスメイトや教師と関わって学校生活を送ります。集団の中で学ぶ力や、コミュニケーションの力などが大切になります。

☆中学校では… 希望している進路先について、現在の学級（通常の学級、特別支援学級）や通級指導教室での学習状況と日常の生活が適切かどうか、生徒本人・保護者と中学校の先生で、よく相談をしてください。

高等学校の特別支援教育



◇高等学校では、特別な配慮の必要な生徒に対して、本人や保護者と相談し、どのような支援が必要なのかを確認しながら、支援に努めています。

1 特別支援教育充実のための高等学校における校内体制について

校内委員会	個別の指導計画	個別の教育支援計画
生徒の実態把握や、支援内容の検討を行うための委員会を設置しています。	一人ひとりの教育的ニーズに応じ、各教科等における指導目標や内容、手立て等を示した計画を作成しています。定期的な見直しも行います。	長期的な視点に立って一貫した支援を行うための計画を作成しています。中学校及び進路先との引継ぎが大切です。

2 高等学校教職員の専門性向上について

(1) 特別支援教育コーディネーター研修会（県教育委員会主催）を、年2回行っています。

＊特別支援教育コーディネーター：校内や福祉、医療等の関係機関との間の連絡調整役として、あるいは保護者に対する学校の窓口として、校内外の関係者との連携調整を行います。

(2) 各高等学校における校内研修会の実施等で専門性の向上に努めています。

(3) 特別支援巡回相談事業を活用し、実態把握や支援方法についての助言を得たり、特別支援教育の研修会の講師や授業研究会の指導・助言を依頼したり、障がいのある生徒の就労支援等について相談したりしています。



3 特別支援教育支援員の配置について

特に支援の必要性が高い学校には、特別支援教育支援員を配置し、支援の充実を図っています。

＊特別支援教育支援員：障がいのある生徒に対し、教室の移動補助等、学校における日常生活動作の介助を行ったり、学習活動上のサポートを行ったりします。

4 高等学校における通級による指導について

学校教育法施行規則の改正が行われ、高等学校においても通級による指導が制度化されました。

(1) 設置校

- ・新庄志誠館高等学校最上校
- ・荒砥高等学校
- ・霞城学園高等学校
- ・庄内総合高等学校
- ・米沢鶴城高等学校
- ・酒田西高等学校（定時制）
- ・高畠高等学校
- ・遊佐高等学校

(2) 指導内容

- ・大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部、障がいに応じた特別の指導を特別な場で受ける指導形態です。
- ・障がいによる学習上・生活上の困難の改善・克服を目的とした指導になります。
- ・通級指導教室では、特別支援学校学習指導要領に示された「自立活動」（6区分27項目に示す内容）に相当する内容を学習します。（教科の補充ではありません。）

(3) 単位の認定

- ・年間最大7単位(35単位時間→1単位)まで認められます。ただし、これを必履修教科・科目及び総合的な探究（学習）の時間に替えることはできないので注意が必要です。
- ・指導要録等に、「自立活動」の評価として、授業時数、指導期間、指導の内容や修得した単位数を明記します。

(4) 通級による指導の開始・終了

- ・通級による指導の対象者は、入学後一人ひとりの丁寧な実態把握を行い、本人・保護者の合意のもとに、実施校で決定します。通級による指導の終了も同様に行います。

通級による指導

通常の授業

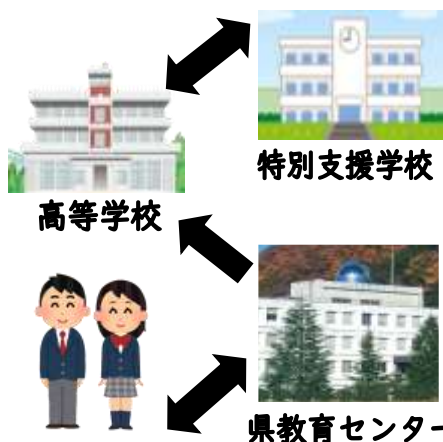
「自立活動」の内容



日々の学習(生活)に生かす

関係機関と連携した特別支援教育の充実

◇特別支援教育の充実のため、高等学校はさまざまな関係機関と連携をしています。また、生徒や保護者が必要に応じて相談できる機関もあります。



特別支援巡回相談事業

専門の巡回相談員（特別支援学校教員）が、高等学校等で特別支援教育を推進するため、障がいについての理解や指導の方法等について支援をします。

相談事業

各高等学校の校内研修や各教育研究会等の活動を支援するために指導主事を派遣します。

来所相談・教育相談ダイヤル（TEL 023（654）8181）

学校や家庭での教育に関する相談や、障がいやその心配のある幼児児童生徒への相談を行っています。

発達障がい等に関する公的連携機関

日常生活に関わる 様々な相談など	発達障がい者支援センター	上山市 TEL 023（673）3314
診断・各種手帳の 申請先	精神保健福祉センター	山形市 TEL 023（624）1217
	児童相談所 ○ 山形県中央児童相談所 ○ 庄内児童相談所	山形市 TEL 023（627）1195 鶴岡市 TEL 0235（22）0790
就労について	ハローワーク（専門援助部門） ・ 障害者雇用求人登録 ・ 本人に合った求人紹介 ・ 就職後の訪問・カウンセリング	※居住地域による ・ 山形 ・ 米沢 ・ 酒田 ・ 鶴岡 ・ 新庄 ・ 長井 ・ 村山 ・ 寒河江
	山形障害者職業センター	山形市 TEL 023（624）2102
就業と生活の支援	障害者就業・生活支援センター ○ 村山障害者就業・生活支援センター 「ワークライフサポート ふうれ」 ○ 最上障害者就業・生活支援センター 「友愛の里」 ○ 置賜障害者就業・生活支援センター	山形市 TEL 023（615）8152 新庄市 TEL 0233（23）4528 川西町 TEL 0238（27）1856
	○ 庄内障害者就業・生活支援センター 「サポートセンター かでる」	酒田市 TEL 0234（24）1236
	地域若者サポートステーション ○ やまがた若者サポートステーション ○ 置賜若者サポートステーション ○ 庄内地域若者サポートステーション	山形市 TEL 023（615）9661 米沢市 TEL 0238（33）9137 酒田市 TEL 0234（31）8383
	各市町村福祉相談窓口	

*各機関の利用については、基本的に生徒本人の了解の上、保護者の責任で行うものです。